

クーリング・オフって、どうやるの？

事例 5日前、全く知らない業者がいきなり来て、無料で水の検査をすると言ったので応じた。コップに入れた水道水に試薬を垂らし検査してもらった。水の色が黄褐色に変わった。「この水を飲み続けると危険。体に悪い」今日契約すれば浄水器を安くする」と業者が熱心に勧めてきたので、その場で3万円を払って浄水器の契約をした。浄水器は使用しているが、解約したい。

事例のケースはクーリング・オフができます。特定商取引法では訪問販売で契約をした場合、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフができますと定められています。訪問販売はいきなり業者が来て、不意打ち的に勧誘をしてくるので、ゆっくり考える時間があります。そのため、頭を冷やして考える機会を与えるというのが法律の趣旨です。

クーリング・オフをすれば支払ったお金は全額返金され、受け取った商品も業者の負担で返却できます。そのため、違約金や撤去費用などは不要です。また、クーリング・オフをするのに理由は要りません。

クーリング・オフするには、業者宛てに通知を送りますが、後でトラブルになりにくい、はがきでの手続きをお勧めします。送付先は業者の代表者宛てとし、はがきの裏面に「契約解除通知」と書き、契約日、商品名、契約者氏名と住所、はがきの送付日などを記入します。さらに、送付した証拠を残すため、はがきの両面をコピーし、郵便局の窓口へ行って特定記録郵便などの追跡ができる形で送ります。

クーリング・オフ期間を1日でも過ぎると、基本的に解約ができません。また、法律上クーリング・オフができない契約も多いため、制度について分からない場合は消費生活センターに相談してください。

消費生活センター

TEL 6319・1000
FAX 6319・1500

市民の施設はすくすくはつらつ環境月間運動は健康診査を各種無料フォト
市民の施設はすくすくはつらつ環境月間運動は健康診査を各種無料フォト
市民の施設はすくすくはつらつ環境月間運動は健康診査を各種無料フォト